

奈良県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十五日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第七号

奈良県税条例等の一部を改正する条例

(奈良県税条例の一部改正)

第一条 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第三号中「及び第三号に掲げる寄附金(同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」並びに」を「から第四号までに掲げる寄附金及び」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第六条の規定により知事の認可を受けた同法第二条第一項第一号に規定する公益信託

第三十二条第一項第一号イ中「並びにこれらの法人」を「(以下イにおいて「所得等課税法人」という。)並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の下に「(所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。)」を加え、同号イに次のように加える。

(1) 特定法人(払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令で定める金額をいう。以下(1)及び(2)において同じ。))が五十億円を超える法人(イに掲げる法人を除く。))及び保険業法に規定する相互会社(これに準ずるものとして施行令で定めるものを含む。))をいう。以下(1)及び(2)において同じ。

～との間に当該特定法人による完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。))がある法人のうち払込資本の額(令和六年三月三十日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係(当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。))がある場合その他施行令で定める場合において、当該法人が剰余金の配当(払込資本の額のうち施行令で定める額の減少に伴うものに限る。以下(1)及び(2)において同じ。))又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が二億円を超え

るもの

(2) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（令和六年三月三十日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(2)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施行令で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの（(1)に掲げる法人を除く。）

第三十六条の八中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

附則第三条の二を削る。

附則第三条の二の二中「第十項」を「第十二項」に、「第十一项」を「第十三項」に、「同条第十二項」を「同条第十四項」に、「この項」を「この条」に、「受けた同条第三項」を「受けた同法第四十条第三項」に、「法人を」を「者を」に改め、同条を附則第三条の二とする。

附則第六条第一項中「そのとき」を「その時」に改める。

附則第七条の二から第七条の三の二までの次に次の二条を加える。

（事業税の納税義務者等の特例）

第七条の三の二の二 第三十二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号イ中「一億円以下のもの」とあるのは「一億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令で定める金額をいう。）が十億円を超えるものを除く。）」と

する。

第七条の三の二の三 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条の二第一項に規定する特別事業再編計画（以下この条において「特別事業再編計画」という。）について同項の認定を受けた同法第二十四条の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者である法人（以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。）が、当該認定に係る特別事業再編計画（同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第二条第十八項に規定する特別事業再編（生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この条において「特別事業再編」という。）のための措置（同項第三号、第四号及び第六号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式若しくは出資（以下この条において「株式等」という。）の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下この条において「取得等の日」という。）以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）がある場合（その取得又は譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この条において「対象法人」という。）及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第二十四条の二第一項の認定の申請の日前五年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人（当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の

内閣府、総務省、財

法人のうち産業競争力強化法施行規則（平成三十年文部科学省、厚生労働省、農林
経済産業省、国土交通省、環

務省、

水産省、令第一号）で定めるものに限る。以下この条において「五年以内株式等取
境省

得等法人」という。）の行う事業に対する第三十二条第一項の規定の適用については、対象法人又は五年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度（同法第二十四条の三第二項又は第三項の規定により同法第二十四条の二第一項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第三十二条第一項第一号イ(1)及び(2)中「二億円を超えるもの」とあるのは、「二億円を超えるもの（附則第七条の三の二の三に規定する対象法人及び同条に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。）」とする。

（奈良県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 奈良県税条例の一部を改正する条例（平成十九年七月奈良県条例第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中奈良県税条例附則第六条の改正規定 公布の日
- 二 第一条中奈良県税条例附則第七条の二から第七条の三の二までの次に二条を加える改正規定（同条例附則第七条の三の二に係る部分に限る。）及び附則第三条の規定 令和七年四月一日

- 三 第一条中奈良県税条例第三十二条第一項第一号イの改正規定及び同条例附則第七条の二から第七条の三の二までの次に二条を加える改正規定（同条例附則第七条の三の二の三に係る部分に限る。）並びに附則第四条の規定 令和八年四月一日

- 四 第一条中奈良県税条例第二十六条の二第三号の改正規定（同号ウを次のように改める部分に限る。）、同条例第三十六条の八の改正規定、同条例附則第三条の二を削る改正規定、同条例附則第三条の二の二の改正規定（同条を附則第三条の二とする部分に限る。）及び第二条並びに附則第五条 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日

- 五 第一条中奈良県税条例第二十六条の二第三号の改正規定（同号ウを次のように改

める部分を除く。）及び同条例附則第三条の二の二の改正規定（同条を附則第三条の二とする部分を除く。）並びに次条の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における前条第五号に掲げる規定による改正後の奈良県税条例第二十六条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第三号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

（事業税に関する経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の奈良県税条例（次項において「新条例」という。）附則第七条の三の二の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「二号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、二号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 二号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（令和六年三月三十日を含む事業年度の前事業年度の事業税について附則第一条第二号に掲げる規定による改正前の奈良県税条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法人に該当したものであって、同日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、令和六年三月三十日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る新条例附則第七条の三の二の二の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「令和六年三月三十日を含む事業年度の開始の日の前日から奈良県税条例等の一部を改正する条例（令和六年十月奈良県条例第七号）附則第三条第二項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の奈良県税条例第三十二条第一項第一号及び附則第七条の三の二の三の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行

の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

第五条 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の奈良県税条例第三十六条の八の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「四号施行日」という。）以後に効力が生ずる法第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可（以下この条において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、四号施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。